

一宮市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の 指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の28第1項の規定による申請並びに法第51条の21第1項及び児童福祉法第24条の29第1項の規定による更新の申請は、相談支援事業を行う事業所ごとに様式第1号による指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定又は更新をしたときは指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定（更新）通知書により通知するものとする。

3 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、変更に係るものにあつては様式第2号の変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては様式第3号の廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(公示)

第4条 市長は、法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
 - (3) 指定等の年月日
 - (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援事業の種類
 - (5) 事業の主たる対象者
 - (6) 事業所番号
- (帳票)

第5条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称は、別表に定めるとおりとし、その様式は、当該事務を所管する部長が別に定める。

(実施細目)

第6条 この要綱に規定するもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行の日においても、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

様式番号	帳票の名称
様式第1号	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書
様式第2号	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者変更届出書
様式第3号	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書